

○内閣府告示第四号

総合特別区域法（平成二十三年法律第八十一号）第八条第九項で準用する同条第一項の規定に基づき、令和三年内閣府告示第八号をもって公示した国際戦略総合特別区域を令和三年十二月十日付けで変更したので、次のとおり公示する。

令和四年一月二十六日

内閣総理大臣 岸田 文雄

- 一 地方公共団体の名称 愛知県、三重県、安城市、清須市、北名古屋市及び松阪市
- 二 国際戦略総合特別区域の範囲 安城市、清須市、北名古屋市及び松阪市の区域の一部（詳細は内閣府において閲覧に供する。）